

# 令和5年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況 (令和4年9月1日から令和5年2月24日まで)

- 昨年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、主産県等との意見交換（キャラバン）を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA等集荷業者に対してキャラバンを実施。

## 全国会議（TV会議）

R4. 9. 30 (参加者約640名)  
 R4. 11. 9 (約680名)  
 R4. 12. 12 (約650名)  
 R5. 1. 10 (約720名)

計4回実施

## 主産県等との意見交換（キャラバン）

【本省対応】

50回

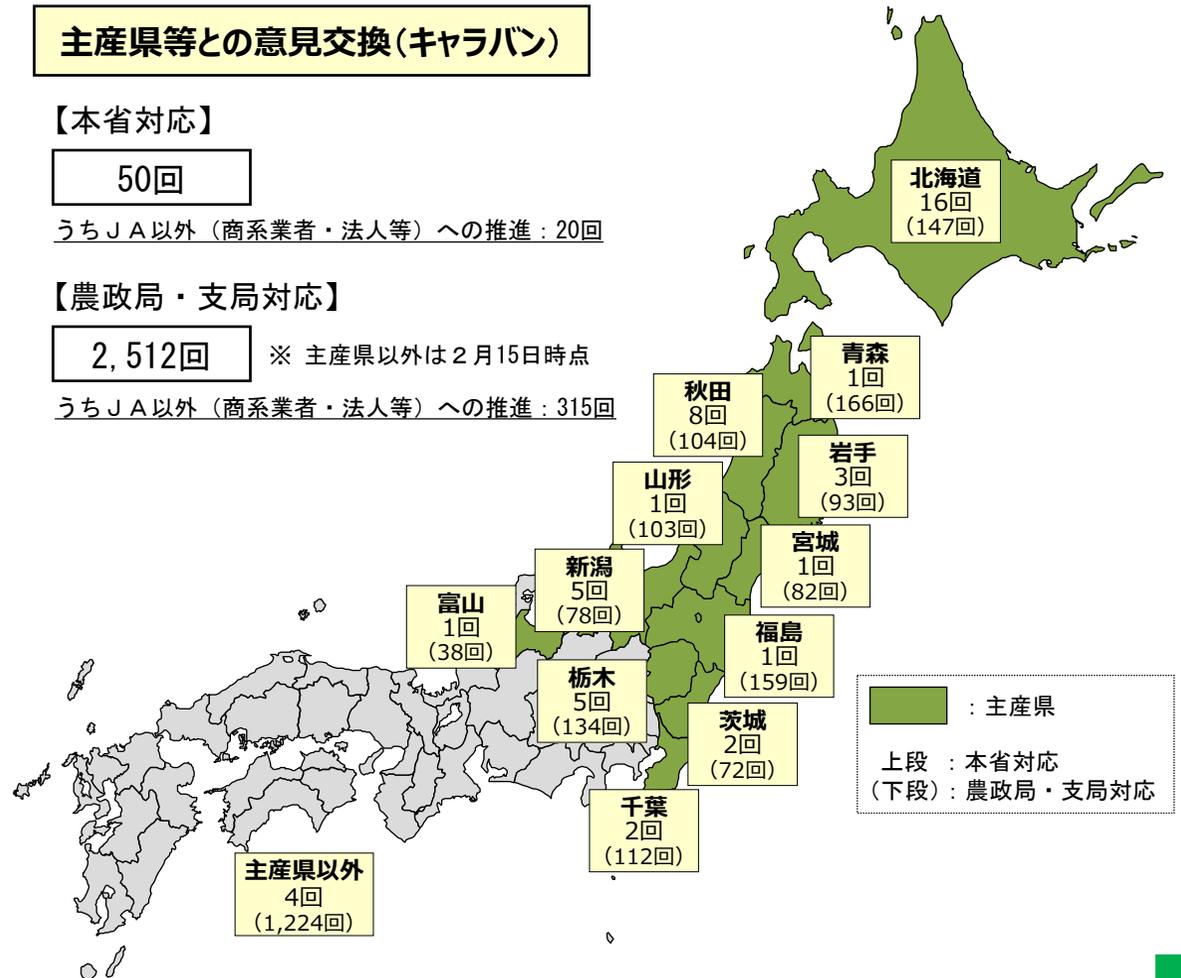
うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：20回

【農政局・支局対応】

2,512回

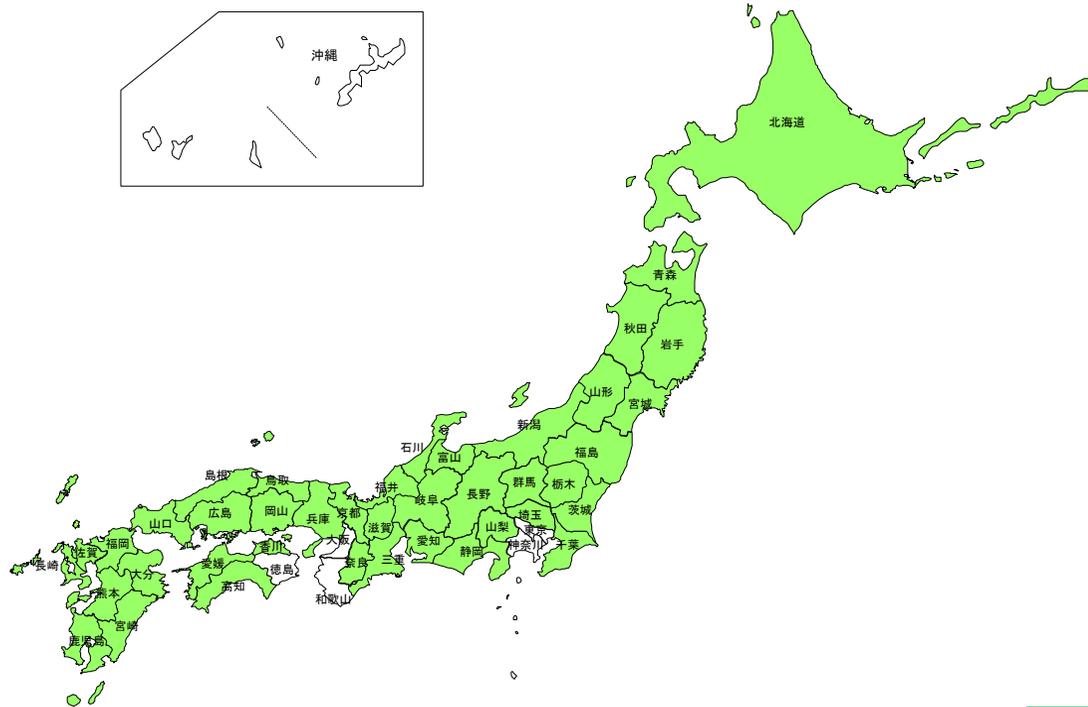
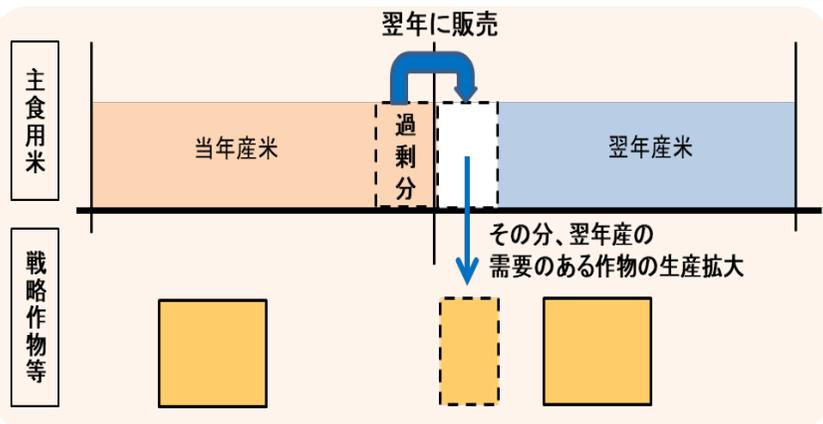
※ 主産県以外は2月15日時点

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：315回



# 主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。  
 (米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和5年度予算概算決定額：50億円(令和4年度予算額：50億円))
- 本事業を活用するための体制整備は41道府県の47事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和4年度(2次公募時点申請ベース)においては36道県の38事業者において活用)
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。  
 (水田活用の直接支払交付金等：令和5年度予算概算決定額：3,050億円(令和4年度予算額：3,050億円))



事業に必要な体制整備を行っている産地	41道府県
<b>【令和4年度事業活用状況(2次公募時点申請ベース)】</b> 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取(2)、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島	36道県 (38事業者)
<b>【令和3年度事業活用状況】</b> 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島	35道県 (36事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

# 収入保険制度の実施

【令和5年度予算概算決定額 30,643 (18,418) 百万円】

## <対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

## <事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

27,838 (15,887) 百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金  
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金  
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

### 2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,805 (2,531) 百万円

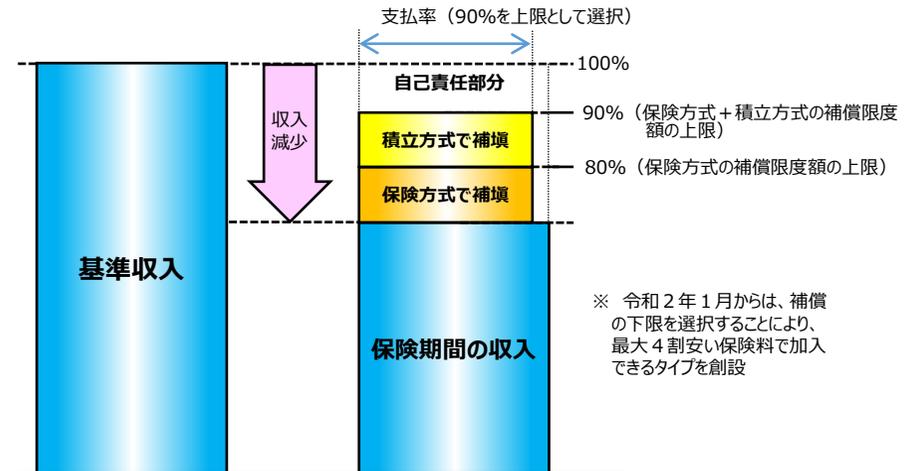
- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金  
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業  
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

### 【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本  
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課 (03-6744-7147)

## <事業の流れ>

